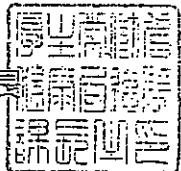


平成15年3月28日

写
都道府県
各 政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長印



保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について

地方分権改革推進会議において、昨年10月に、別添1のとおり、「事務・事業の在り方に関する意見」が出されたことから、保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について通知するので、御了知願いたい。

記

既に各地方公共団体において保健所と各機関との統合等が進められているところであるが、保健所については、福祉事務所等他の行政機関との統合に関しては、住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の判断により統合等が可能であり、また、その統合組織の長については、特定の職種を規定していないこと。

なお、本件については、平成10年7月3日付け通知「地方分権推進計画における保健所に関する事項について」において、別添2のとおり通知されているので、併せて参考とされたいこと。

事務・事業の在り方に関する意見
—自主・自立の地域社会をめざして—

(平成14年10月30日 地方分権改革推進会議)

II 分野別の見直し方針と具体的措置の提言

1. 社会保障

(1) 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進

【地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点からの具体的措置】

○総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成14年度中に実施】

保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。

住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を平成14年度中に発出し、周知徹底を図る。

○地方分権推進計画における保健所に関する事項について（通知）

（平成10年7月3日健医地発第56号）

標記計画が、本年5月29日閣議決定され、同計画中の「別紙4 必置規制の見直しの具体的措置」中「2 平成10年中に措置するもの」に、別添のとおり保健所に関する事項が盛り込まれたところである。

については、同項の趣旨について、下記のとおり通知するので、御了知願いたい。

記

1 「保健所については、福祉事務所等他の行政機関との統合が可能であり、その統合組織の一部を地域保健法の保健所とする条例の制定は地域保健法上は禁じられていないこと」について

本項目は、保健所について、福祉事務所等他の行政機関との統合を行い、その統合組織の一部を地域保健法に定める保健所とする条例を制定することは、地域保健法においては、特にこれを禁ずる趣旨の規定がないことを明示したものである。

なお、保健所については、その所長の権限が母子保健法その他の地域保健対策に関する法律（以下「各個別法」という。）に具体的に明示されていること、その名称独占規定を置いていること（地域保健法13条）などに十分留意する必要があるが、例えば、保健と福祉に関する事務を包括的に所掌する保健福祉センター等の組織を別に設け、保健所の職員にこの組織の職務を兼務させることなどにより、事実上の統合を行うことは可能である。

2 「地域保健法に基づく保健所の事務以外の事務をその統合組織に附加することが可能であり、その事務については統合組織の長が指揮・監督権限を有すること」について

本項目は、地域保健法に基づく保健所の事務以外の事務については、地方公共団体の実情に応じて設置した保健福祉センター等の事実上の統合組織（の長）の事務とすることは差し支えなく、この場合においては、これら事務については、当該統合組織の長が指揮・監督権限を有することを明示したものである。

なお、ここでいう「地域保健法に基づく保健所の事務以外の事務」には、地域保健法第6条に掲げる事業に抽象的には含まれるが各個別法又は本条各号の趣旨を受けた各地方公共団体の条例その他の関連法令において未だ具体化されていない事務も含まれる。

3 「その統合組織の施設において保健・衛生部門を保健所としたときは保健・

衛生部門に保健所の名称を標示することは通例とするが必ずしも義務づけるものではないこと」について

本項目は、施設における名称の標示、すなわち当該施設が「保健所」であることを示す標示が義務づけられるか否かに関するものである。

保健所については、地域保健法においてその事業に関する規定を設け（同法6条～8条）、その所長について一定の資格要件を定め（同法10条、地域保健法施行令4条）、その名称の独占を規定し（同法13条）、かつ、各個別法において具体的に保健所長の権限が明定されていること（例えば、食品衛生法において食中毒患者等を診断した医師に対して罰則をもって保健所長にその旨の届出を義務づけていること）などの法制上の観点からも、また、例えば、保健所（長）に届出することが必要な場合において、届出を行う者が保健所（長）に届け出ていることが明確に認識される必要があり、あるいは、行政処分等が保健所長によりなされたことがその対象者に対して明確に認識される必要があることなどの実務上の観点からも、当該施設が保健所であることを標示するのが通例である。しかし、標示を明確に義務づけた法令はないことから、必ずしも地方公共団体に義務づけるものではないことを明示したものである。